

福県医発第 87 号（地）
令和 3 年 4 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する
予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」。平成 30 年 6 月 14 日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議。令和 2 年 7 月 14 日）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国管理庁へ共有する仕組みの運用を、令和 3 年 5 月 10 日（月）から開始するとのことです。詳細が決定次第、改めて周知が行われるとともに、令和 3 年度上期に、医療機関向けの説明会の開催が予定されています。

また、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、厚生労働省では医療機関で活用いただける関連資料（受診時対応チェックリスト・簡易手順書）を別紙のとおり作成しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、本取組みは国が実施主体であり、医療機関におかれましては国の事業に協力するものであります。

<参考 URL>厚生労働省：【医療機関向け情報】訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

令和 3 年 4 月 2 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉



訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した
場合の報告方法について（依頼）

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、本会宛に標記の情報収集について協力方依頼がございました。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」。平成 30 年 6 月 14 日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議。令和 2 年 7 月 14 日）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国管理庁へ共有する仕組みの運用を、令和 3 年 5 月 10 日（月）に開始することとなりました。なお、本取組みは国が実施主体であり、医療機関におかれましては国の事業に協力するものであります。

また、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、厚生労働省では医療機関で活用いただける関連資料（受診時対応チェックリスト・簡易手順書）を別紙のとおり作成されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への協力方依頼につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<参考URL>厚生労働省：【医療機関向け情報】訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

令和3年3月31日
事務連絡

公益社団法人
日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少していますが、将来的には、再び増加することが見込まれます。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを推進することも重要です。

こうした中、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、医療機関で活用いただける関連資料を下記の通り作成しました。医療機関で積極的に使用いただきたく、貴団体の医療機関への周知方お願いいたします。

また、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、下記の通り開始することとしました。つきましては訪日外国人受診者の不払い情報の収集にご協力をいただくため、併せて周知をお願い申し上げます。

記

■ 訪日外国人受診者の医療費不払いの発生防止に関する医療機関向け資料

①訪日外国人の受診時対応チェックリスト

②受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

※ 訪日外国人受診者の医療費不払いの予防には、受診時の適切な説明や確認が有効です。上記資料は訪日外国人受診者の対応に慣れていない医療機関でも活用ができるよう、簡便性に留意しつつ、受付フローのポイントをまとめています。

※ 自由にダウンロード・印刷してお使い下さい。

※ 資料は更新・追加等される場合があります。

■ 訪日外国人受診者の医療費不払い情報の医療機関からの収集について

- 訪日外国人受診者による未収金の発生抑止の観点から、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費の不払いの情報の収集を開始する予定です。収集の対象とする不払い情報は、令和3年5月10日（月）以降に保険医療機関で発生し、請求日の翌々月末時点において、20万円以上の不払い事案とする予定です。
- 各保険医療機関におかれては、令和3年5月10日（月）以降の診療において、上記に該当する訪日外国人受診者による不払いの発生があった場合には、専用ウェブサイト (<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>) を通じ、厚生労働省へ情報提供いただくようご協力をお願いします。
- 厚生労働省に提供いただいた情報は、厚生労働省から出入国在留管理庁へ提供され、当該外国人の次回以降の入国審査に活用します。
- 収集する情報の要件及び専用ウェブサイトを利用した報告方法の詳細は、4月末を目処に下記 URL にて順次ご案内させていただく予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

- 令和3年度上期に、医療機関等向けの説明会の開催を検討しております。詳細は決定次第、別途ご案内申し上げます。

※ 本取組みは国が実施するものであり、医療機関におかれましては、国の事業にご協力をいただく形となります。

令和3年3月31日
事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少していますが、将来的には、再び増加することが見込まれます。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを推進することも重要です。

こうした中、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、医療機関で活用いただける関連資料を下記の通り作成しました。医療機関で積極的に使用いただきたく、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

また、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、下記の通り開始することとしました。つきましては訪日外国人受診者の不払い情報の収集にご協力をいただくため、併せて周知をお願い申し上げます。

記

■ 訪日外国人受診者の医療費不払いの発生防止に関する医療機関向け資料

①訪日外国人の受診時対応チェックリスト

②受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

※ 訪日外国人受診者の医療費不払いの予防には、受診時の適切な説明や確認が有効です。上記資料は訪日外国人受診者の対応に慣れていない医療機関でも活用ができるよう、簡便性に留意しつつ、受付フローのポイントをまとめています。

※ 自由にダウンロード・印刷してお使い下さい。

※ 資料は更新・追加等される場合があります。

■ 訪日外国人受診者の医療費不払い情報の医療機関からの収集について

- 訪日外国人受診者による未収金の発生抑止の観点から、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費の不払いの情報の収集を開始する予定です。収集の対象とする不払い情報は、令和3年5月10日（月）以降に保険医療機関で発生し、請求日の翌々月末時点において、20万円以上の不払い事案とする予定です。
- 各保険医療機関におかれては、令和3年5月10日（月）以降の診療において、上記に該当する訪日外国人受診者による不払いの発生があった場合には、専用ウェブサイト (<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>) を通じ、厚生労働省へ情報提供いただくようご協力をお願いします。
- 厚生労働省に提供いただいた情報は、厚生労働省から出入国在留管理庁へ提供され、当該外国人の次回以降の入国審査に活用します。
- 収集する情報の要件及び専用ウェブサイトを利用した報告方法の詳細は、4月末を目処に下記 URL にて順次ご案内させていただく予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

- 令和3年度上期に、医療機関等向けの説明会の開催を検討しております。詳細は決定次第、別途ご案内申し上げます。

※ 本取組みは国が実施するものであり、医療機関におかれましては、国の事業にご協力をいただく形となります。

【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

（内線：2678、4103、4457）

（代表）03-5253-1111

【医療機関向け情報】 訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて

1 訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

訪日外国人による医療費不払いは、診療受付時に受診者への適切な説明や確認を行うことによって予防できる場合があります。

このため、厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がいらない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しました。

ダウンロード・印刷して、各医療機関での不払い発生対策にお役立てください。

■ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト [v.1.0](#)

ー リストをチェックしながら訪日外国人受診者の診療受付をしていただくことで、医療費不払いの抑止に必要な情報が得られます。

■ 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書 [v.1.0](#)

ー 上記のチェックリストの説明・補足資料です。

2 訪日外国人受診者に医療費不払いが発生した場合の情報提供の御願い

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」、平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、令和2年7月14日）において、不払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査を厳格化する方針が決定されました。

これを受け、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を令和3年5月10日より開始致します。

各医療機関におかれましては、以下のマニュアルを参照いただき、令和3年5月10日以降、該当事案が発生した場合には、下記専用ウェブサイトから厚生労働省への情報提供にご協力下さいますようお願い申し上げます。

頂いた情報は出入国在留管理庁に共有され、入国審査に活用されます。

※ 提供いただける情報には一定の要件があります。

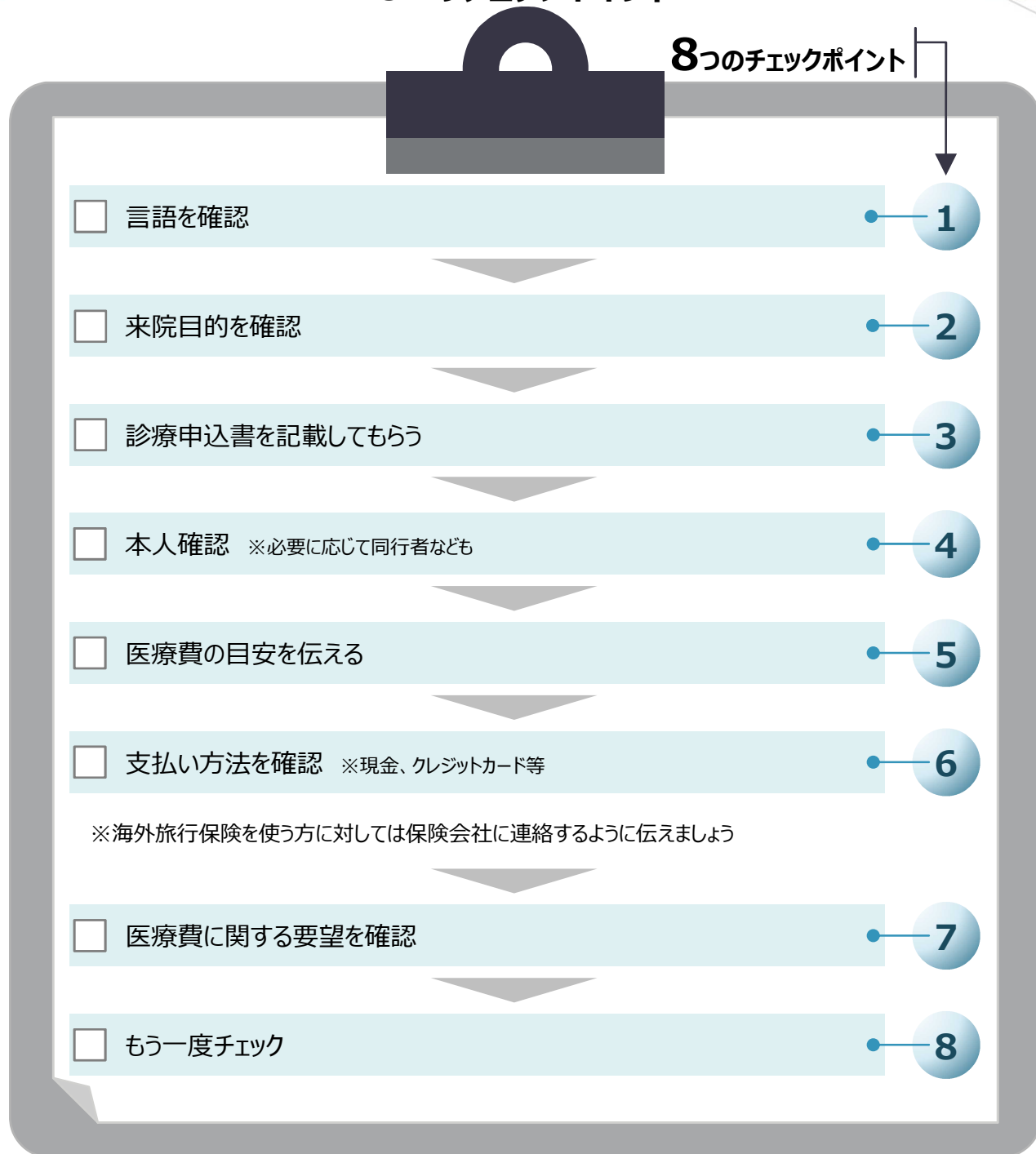
■ 「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」令和3年3月31日付事務連絡 [\[PDF:490KB\]](#)

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアルv.1.0（後日公開）

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアルQ&A v.1.0（後日公開）

■ 「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」 [情報登録用ウェブサイト](#)

海外にお住まいで日本の公的な医療保険証をお持ちでない患者さんが受診した際に、適切に医療費をお支払い頂くための
8つのチェックポイント



全てチェックできれば



診療開始

夜間・休日に困ったことがあったら直ぐ相談
03-6371-0057
(厚労省ワンストップ相談)

1 言語確認について

まずは、患者さんとコミュニケーションできる言語を確認しましょう。

- ✓ 日本語でのコミュニケーションや診療が困難と考えられる場合は、自院の通訳体制（電話・映像医療通訳、院内外通訳者、翻訳等）や通訳対応マニュアルに従って、コミュニケーションが取れる状態を確保しましょう。
- ✓ 厚生労働省や地方自治体、医師会が遠隔通訳サービスを提供を行っているので活用しましょう
- ✓ 無料でインストールできる翻訳アプリの利用も検討しましょう
- ✓ 夜間・休日の場合は厚生労働省が運営しているワンストップ相談（03-6371-0057）でも言語サポートの案内をしています

厚生労働省 希少言語に対応した遠隔通訳サービス（電話通訳サービス）



厚生労働省 医療国際展開推進室ホームページ



外国人患者受入情報サイト
（医療通訳実施団体の案内があります）



2 目的確認について

来院目的を確認しましょう。

文化的背景等の違いから「診療は必要なく、薬だけがほしい」というような対応できない目的で来院されることがあります。支払いトラブルにも繋がるので最初の段階で確認することが有効です。

3 診療申込書について

滞在中及び帰国後の連絡先、民間医療保険の情報等の記入欄や不払い発生時の国への個人情報提供の仕組み（※1）の説明を含む多言語の診療申込書を準備し、しっかり記載してもらいましょう。厚生労働省のサンプルもご活用下さい。

（※1）下記URLを参照下さい

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

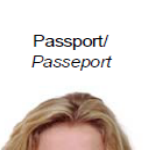
厚生労働省 外国人向け多言語説明資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056789.html>

4

本人確認は、重症化した際の連絡先の確保や、医療費の適切な支払いの観点から、重要です。海外にお住まいで日本の公的な医療保険証をお持ちでない患者さんに対しては、パスポートの提示をお願いして本人確認を行い、必要な情報を正確に取得しましょう。右下の情報は不払い発生時の国への情報提供にも必要となります。

- ✓ 国籍による差別とならないよう、国籍に応じて本人確認の実施の有無を判断することがないようにしましょう。
- ✓ 日本への渡航に当たり、母国を出国時に取得した査証（ビザ）の種類によっては、入国の条件として民間医療保険の加入が義務づけられている場合があります。

	Passport/ Passeport	UTOPIA ①	②
	Type / Type P	Country code / Code du pays UTO	Passport Number / N° de passeport L898902C3
	Sumname / Nom ERIKSSON	③	
	Given names / Prénoms ANNA MARIA		
	Nationality / Nationalité UTOPIAN		
	Date of Birth / Date de naissance 12 AUG/AOUT 74	④	
	Sex / Sexe F	⑤	
	Place of birth / Lieu de naissance ZENITH		Personal No. / N° personnel Z E 184226 B
	Date of issue / Date de délivrance 16 APR/AVR 07		Authority / Autorité PASSPORT OFFICE
	Date of expiry / Date d'expiration 15 APR/AVR 12	⑥	Holder's signature / Signature du titulaire <i>Anna Maria Eriksson</i>

P<UTOERIKSSON<<ANNA<MARIA<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
L898902C3UT07408122F1204159ZE184226B<<<<<10

必要事項

- ①：発行国のコード
②：パスポート番号
③：氏名
④：生年月日
⑤：性別
⑥：有効期間満了日

適切な医療費の支払いの観点からは、必要に応じて、同行者や関係するツアー会社などの情報も取得しましょう。

5

日本では診療前に医療費の話することは稀ですが、海外では治療前に医療費の概算見積もりを提示することが一般的です。

患者さんによっては、医療費がどの程度かかるのか想像がつかず、現金で支払うのかクレジットカードを使うべきなのか、判断がつかず準備ができないケースもあります。

例えば、●●万円くらいなど、おおよその総額を示す方法や、診察だけで済む場合は〇〇円、単純CT検査を行う場合は追加で▲▲円、などと提示する方法もあります。診察と処方であれば通常は□□円くらい迄といった伝え方をし、必要な診療費が払えることを確認してもらいましょう。

実際の費用が目安の費用を上回るとトラブルになるケースもありますので、実際には医師の診察によって必要な処置が決定されることについても説明するようにしましょう。

高額な費用が予想される場合には、クレジットカードの支払い上限を確認するよう助言しましょう。

※自由診療の価格設定については、厚生労働行政推進事業「外国人患者の受入れ環境整備に関する研究」 研究班にて作成された「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル」も参考にして頂きます

6 支払い方法について

自院で可能な支払い方法について説明し、患者さんがどの方法で支払うつもりか確認しましょう。

✓ 現金

1. 日本円ででの支払いのみ受付可能な場合はその旨伝えましょう
2. 外貨での支払いが可能な場合にはその旨伝えましょう
3. 近隣で外貨両替所や外貨の引き出しが可能なATMの情報をあらかじめ把握しておき、必要な場合には、その情報を外国人患者に伝えると支払いがスムーズになる事があります

✓ クレジットカード、電子マネー

1. 利用可能なクレジットカードがあれば、カード会社を伝えましょう
 2. 利用可能な電子マネーがあればその旨伝えましょう
- ※高額な費用が予想される場合には、クレジットカードの支払い上限を確認するよう助言しましょう

注) 患者さんに海外旅行保険の利用希望がある場合、患者さん本人から加入している保険会社に連絡をして頂くことが一番重要です。

注) 夜間・休日の場合は厚生労働省が運営しているワンストップ相談（03-6371-0057）で保険会社への診療費の請求に関するアドバイスをを行っています。

海外旅行保険についての詳しい説明は、厚生労働行政推進事業「外国人患者の受入れ環境整備に関する研究」研究班にて作成された「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」に記載がありますので、必要に応じてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

7 要望把握について

患者さんの医療費に関する要望を把握し、関係者に伝えることは後の支払いをスムーズにするために有効です。以下のような要望が例として挙げられますので参考にしてください。

- 例1. できるだけ海外旅行保険の補償範囲で収まるようにしてもらいたい
(入院の場合、多床室は補償範囲内だが、個室は補償範囲外のような場合等)
- 例2. 医療費の支払いに不安があるので、できるだけ医療費が安く抑えられるようにしてもらいたい
- 例3. 概算医療費で提示された以外に、追加の検査や処置が必要になる場合には、必ず事前に幾らくらいかかるのか教えてほしい
- 例4. 今は現金がないので明日支払いに来たい

8

もう一度確認しましょう

これまでのステップに関して、もう一度以下のポイントを確認しましょう。

- ✓ 個人情報の扱いを含む診療申し込み書に適切な署名があるか？
- ✓ 医療費の目安に関しての同意はあるか？
- ✓ 支払い方法は患者さんが対応できるものであるか？
- ✓ 医療費に関する要望を把握できたか？

参考 チェックができなかった場合の対策

これまでのステップに関して患者さんとのやり取りに不安がある場合は、厚生労働省や都道府県の相談窓口にも連絡することも検討しましょう。

また、治療費が高額になる事が予想される際にはデポジット（前払い）を請求することも検討しましょう。

その際には、以下のステップを参考にしてください。

- ✓ 患者さんが理解可能な言語で説明を行う
- ✓ デポジット金額に合意し、デポジットを受け取る
- ✓ デポジットの受け取り証明書を患者さんに渡す

患者さんが日本滞在期間中に全額お支払い頂けるような方法・支払い計画を立てることが重要です。



参考 参考資料

より細かく手続き等の確認を行いたい方は、以下の資料もご参考にして頂けます。



厚生労働省「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html



厚生労働省令和2年度補助事業
「外国人患者受入れ情報サイト」

<https://internationalpatients.jp/index.html>